

令和6年度（2024年度）

# 北海道教育庁内部統制評価報告書

令和7年（2025年）9月

北海道教育委員会

# 令和6年度（2024年度）北海道教育庁内部統制評価報告書

北海道教育委員会教育長は、地方自治法第150条第4項の規定により道（知事部局）が実施している内部統制の取組等を参考として、教育庁においても内部統制の評価を行い、報告書を作成した。

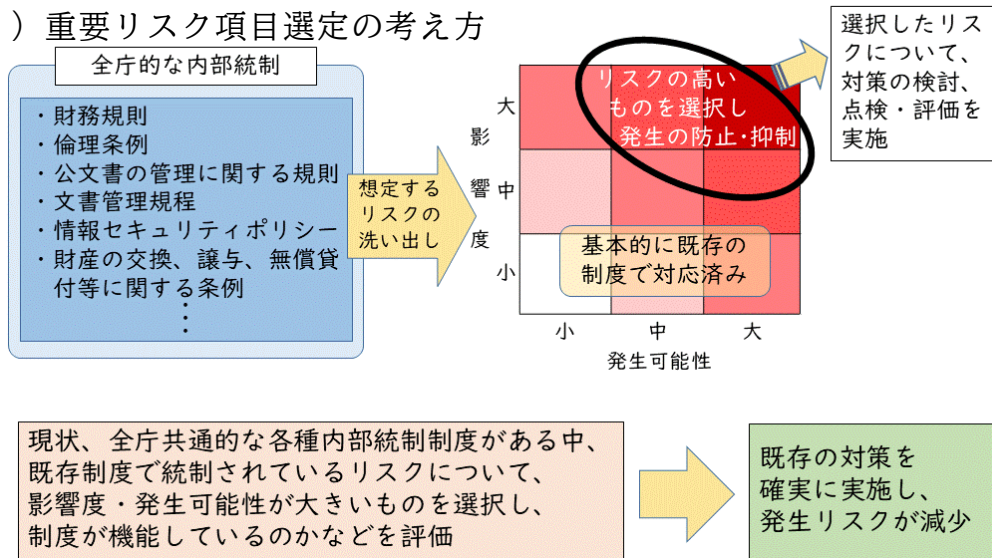
## 1 内部統制の整備及び運用に関する事項

北海道教育委員会教育長は、知事部局が「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年（2019年）3月総務省公表。令和6年（2024年）3月改定。以下「ガイドライン」という。）に基づき策定した「北海道の適正な事務執行に向けた取組に関する方針」（令和2年（2020年）4月1日公表）を参考として、「①財務に関する事務」、「②適正な管理及び執行を確保する必要がある事務」について、内部統制体制の整備及び運用を行っている。

### 【北海道教育庁における内部統制】

過去5年間における北海道監査委員による定期監査での指摘事項等の中から全庁的な内部統制における規程等に関する業務上のリスクを洗い出し、そのうち特に発生可能性が大きいリスクや発生した場合の影響度が大きいものを重要リスク5項目として選定（図1）した上で、所属ごとにリスク対応策を設定して重点的に取り組むことにより、不適正事務の発生防止及び抑制を図り、事務の適正な執行を進めている。

（図1）重要リスク項目選定の考え方



なお、内部統制は、内部統制の各基本要素（①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング（監視活動）、⑥ICT（情報通信技術）への対応）が一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、例えば、単純な判断の誤りや不注意、複数の担当者による共謀、当初想定していなかった組織内外の環境の変化、非定型的な事務処理等

の発生により、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止することや、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性がある。

#### 令和6年度（2024年度）重要リスク項目

1	個人情報の不適正管理
2	補助金の不適正事務（交付決定遅延、国庫補助金概算払未請求、間接補助事業における額の確定の誤り）
3	議事録の未作成
4	不適切な支払い事務（私費払いに係るものに限る。）
5	指定管理者制度の不適切な運用事務

## 2 評価手続

北海道教育庁では、令和6年度（2024年度）を評価対象期間とし、令和7年（2025年）3月31日を評価基準日として、「北海道教育庁の適正な事務執行に向けた取組の推進及び評価に関する要綱」（令和5年（2023年）3月31日制定、令和7年（2025年）3月24日一部改正）に基づき、次のとおり内部統制の評価を実施した（図2）。

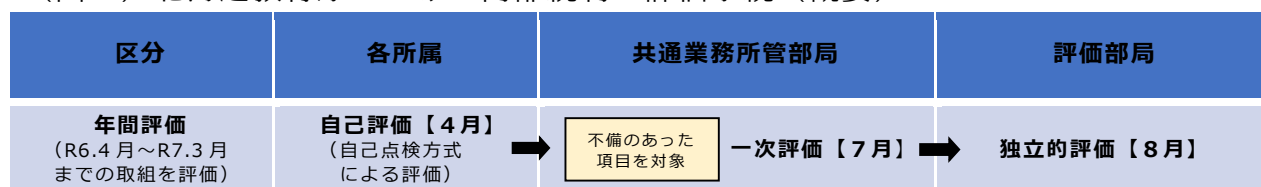
### 【内部統制の評価手続】

業務レベルの内部統制の評価は、各所属単位（38所属）で行う「自己評価」、共通業務所管部局で行う「一次評価」及び評価部局で行う「独立的評価」の3段階で実施し、最終的に年間評価（令和6年度（2024年度）通期の評価）を実施した。

自己評価は、重要リスク5項目について、各所属が設定した対応策が整備されているかや適正に運用されているか、その他不備等があるかについて点検するほか、不備が発生した場合には、その原因分析とともに改善事項を定めているかについて確認するものであり、各所属における自己点検方式により、評価を行った。

一次評価は、自己評価で不備のあった事案について、各所属で検討した改善事項が規程やマニュアル等に定める取扱いに沿った十分な内容であるかどうかを、共通業務所管部局がそれぞれの所管している制度に照らして評価し、独立的評価は、一次評価を行った事案に対し、評価部局が独立的な観点からの評価を行い、内部統制の有効性について評価した。

（図2）北海道教育庁における内部統制の評価手続（概要）



【 】は実施時期

## 3 内部統制の評価結果

前記2に従い評価を実施した結果は、次のとおりである。

### (1) 重要リスク項目に該当する不備

#### ① 個人情報の不適正管理（評価項目1）

1件

研修参加者あての電子メールについて、受信した者全員が、他の受信者のメールアドレスを見ることができる状況が発生させた。

② 補助金の不適正事務（評価項目2）

0件

③ 議事録の未作成（評価項目3）

0件

④ 不適切な支払事務（評価項目4）

0件

⑤ 指定管理者制度の不適切な運用事務（評価項目5）

0件

(2) 重大な不備について

上記1件の不備について、量的重要性及び質的重要性の観点から、道における判断基準（図3）を踏まえ、重大な不備に該当するか判断を行った。

(図3) 道の判断基準

不適正事務について、大きな不利益を生じさせる蓋然性の高いもの又は実際に生じさせた場合で、質的重要性のいずれかに該当し、かつ、量的重要性のいずれかに該当する場合は、重大な不備に該当するかどうかの判断を行う。  
なお、質的重要性が特に大きいと考えられるものについては、量的重要性にかかわらず、重大な不備に該当するものとする。

量的重要性
①定期監査又は随時監査において指摘事項とされたものであって、懲戒処分の対象となった事案のうち、1事案あたりの金銭的不利益が概ね100万円以上であるもの
②同一の不適正事務であって懲戒処分の対象となった事案のうち、評価対象期間内に2事案以上発生しているもの

質的重要性
①道行政全体への信用を著しく毀損させる不適正事務
②不適正事務の結果が広い地域又は大多数の住民等にわたるなど広範囲に影響を与え、特に住民に著しく影響を与えるもの
③不適正事務に関係する部局が広範囲であり、道の業務遂行に大きな影響を与えるもの
④不適正事務への対応がなされず、同一所属で再発又は複数回発生したもの
⑤不適正事務について広く報道されるなど社会的な関心度が高いもの

上記の不備について、対応状況を基に事案の重要性や影響度を勘案して運用上の重大な不備（事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は適正に行われていないことにより、地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を実際に生じさせたものをいう。）の有無について検討した結果、個人情報管理（1件）については、運用上の重大な不備に該当するものと判断した。

なお、当該不備については、不備の発生後、改善事項を定め適切な運用に努めていることを確認している。

(3) 重要リスク項目に該当しない不備

評価の過程において、重要リスク項目に該当しない不備として、以下の不備が認められた。

ア 物品の損傷（2件）

①外付けハードディスクを損傷させデータ復元費用を発生させた。②ノートPCのキーボードに飲料をこぼして基板を損傷させた。

イ 不適切な支払事務（私費払い以外のもの。）（８件）

①会場借上げに係る契約において事後に決定書等を作成した。②委託契約において契約締結日を遡及する取扱いを行った。③市町村交付金において過払いがあった。④報酬及び電話料の支払いを翌年度予算で支出したほか、工事代及び借上料等について支払期限を超過して支出した。⑤請負代金について支払期限を超過して支出した。⑥水道料金等の支払いにおいて納入期限を超過して支出した。⑦工事に係る契約において事後に決定書を作成した。⑧委託契約において予定価格を過大に積算した。

ウ 手当の未支給（２件）

①扶養手当・へき地手当・期末手当等について未支給を発生させた。②時間外手当について未支給を発生させた。

エ 証拠書類の紛失（１件）

①報酬に係る決定書等を紛失した。

#### （４）評価結果

前記(2)のとおり、評価対象期間中、重大な不備が発生したため、北海道教育庁における内部統制については、更なるリスクマネジメントが必要と判断した。

### 4 不備の是正に関する事項

#### （１）重大な不備事案

<個人情報の不適正管理>

ア 不備の概要等

オホーツク教育局において、研修参加者あて電子メールを送信した際、受信した者全員が、他の受信者のメールアドレスを見ることができている状況を発生させた。

イ 不備の原因等

担当者が、送信時に同僚に依頼してダブルチェックを行い宛先等を確認したが、その際、宛先が「T O」に設定されていたことを見落としていた。

ウ 是正措置の内容

該当所属においては、職場内ミーティングを行い、電子メール送信時における複数人によるチェックや「B C C」での送信の確認を徹底した。

全庁的な対応としては、「個人情報の適切な管理に係る指導通知」及び「情報セキュリティ対策に係る指導通知」を発出し、電子メール送信時の「チェックの視点」等について改めて職場研修で周知するよう指示するなど、再発防止に向けた取組の徹底を図った。

#### （２）重要リスク項目に該当しない不備事案

<物品の損傷、不適切な支払い事務（私費払い以外のもの。）、手当の未支給、証拠書類の紛失>

ア 不備の原因等

いずれの事案も、職員の理解不足や不注意、規定の手順等を遵守しなかったことなどによって発生したものであり、組織として内部牽制が機能していなかったケースもあった。

イ 是正措置の内容

各所属において該当職員を指導するとともに、職場研修を通じて注意喚起を図るなど、再発防止に向けた取組の徹底を図った。

## 5 今後の取組

北海道教育庁における適正な事務執行に向けた取組を進めている中、重大な不備を含む複数の不備が認められたことは、道教育行政に対する道民の信頼を著しく損ねる事態であるという意識を持ち、今後同様の事案等が生じないように、全ての所属に内部統制の評価（不備の内容等）を周知し注意喚起を図るなどして、全庁挙げて再発防止に取り組む。

